

平成 25 年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

愛知県は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、大気基準適用施設及び水質基準適用事業場における排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、排出ガス及び排水について、ダイオキシン類の検査を実施しました。

また、廃棄物焼却炉及び廃棄物最終処分場における、ばいじん、燃え殻、放流水及び周縁地下水について、ダイオキシン類の検査を実施しました。

その結果は次のとおりです。

1 行政検査結果

(1) 大気基準適用施設（表 1）

検査を行った 8 施設における排出ガス中のダイオキシン類の測定結果は、すべて大気排出基準に適合していました。

(2) 水質基準適用事業場（表 2）

検査を行った 7 事業場における排水中のダイオキシン類の測定結果は、すべて水質排出基準に適合していました。

(3) 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻（表 3 (1)）

検査を行った 2 施設におけるばいじん及び燃え殻のダイオキシン類の測定結果は、すべてばいじん等の処理に係る基準に適合していました。

(4) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水（表 3 (2)）

検査を行った 2 施設における放流水のダイオキシン類の測定結果は、すべて維持管理の基準に適合していました。

また、周縁地下水については、最終処分場からの影響の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である 1 pg-TEQ/L を参考としており、検査を行った 2 施設における周縁地下水のダイオキシン類の測定結果は、すべて地下水環境基準に適合していました。

2 今後の対応

今後も工場・事業場に対して立入検査を継続し、排出基準、ばいじん等の処理に係る基準及び維持管理の基準の遵守状況を把握するとともに、排出削減を指導していきます。

表1 大気基準適用施設の行政検査結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	ダイオキシン類 測定結果	排出 基準
1	株式会社アドヴィックス 刈谷工場	刈谷市朝日町 2-1	アルミニウム合金 製造施設	H25.10.10	0.00091	1
2	アサヒセイレン中部株式 会社	西尾市吉良町岡 山背撫山 4-24	アルミニウム合金 製造施設	H25.6.27	0.18	1
3	有限会社エコ・クリーン 稲沢工場	稲沢市生出山田 町 52 番 1	廃棄物焼却炉	H25.6.6	0.050	10
4	大同エコメット株式会社	東海市元浜町 39	亜鉛回収施設	H25.10.3	0.082	10
5	株式会社エコペーパーJP	尾張旭市晴丘町 東 82 番地 1	廃棄物焼却炉	H25.10.17	0.0036	1
6	田原リサイクルセンター 炭生館	田原市緑が浜 2 番 91 号	廃棄物焼却炉	H25.11.7	0.0053	5
7	近藤産興株式会社 飛島 工場	海部郡飛島村大 字梅之郷字東梅 15 番地	廃棄物焼却炉	H25.6.6	0.44	10
8	常滑武豊衛生組合クリー ンセンター	知多郡武豊町字 壺町田 27	廃棄物焼却炉	H25.6.20	0.021	5

(注) 1 ng (ナノグラム) : 10億分の1g

2 TEQ: ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-TCDD の量に換算した値として表していることを示す。

表2 水質基準適用事業場の行政検査結果

(単位：pg-TEQ/ℓ)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	ダイオキシン類 測定結果	排出 基準
1	衣浦西部浄化センター	半田市川崎町 4-1	15-イ、18	H25. 9. 11	0. 00088	10
2	王子製紙株式会社春日井工場	春日井市王子町 1 番地	1	H25. 9. 12	0. 13	
3	三和油化工業株式会社石根工場	刈谷市一里山町東石根 36 番 3	15-イ	H25. 9. 4	8. 4	
4	五条川左岸浄化センター	小牧市新小木四丁目 47 番地	15-イ、18	H25. 9. 12	0. 12	
5	王子マテリア株式会社祖父江工場	稲沢市祖父江町大字祖父江字外平 150 番地	15-イ	H25. 12. 17	0. 051	
6	尾張東部衛生組合晴丘センター	尾張旭市晴丘町東 33-1	15-灰	H25. 9. 3	0. 0021	
7	東部知多衛生組合東部知多クリーンセンター	知多郡東浦町大字森岡字葭野 41 番地	15-灰	H25. 9. 11	0. 00096	

- (注) 1 pg(ピコグラム) : 1 兆分の 1 g
 2 TEQ: ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-TCDD の量に換算した値として表していることを示す。
 3 施設の種類の詳細は 6 ページ参照。

表3 廃棄物処理施設に係る行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻

(単位:ng-TEQ/g)

事業場名	所在地	一般廃棄物・ 産業廃棄物の別	検体の 種類	採取 年月日	測定結果	ばいじん等の 処理に係る 基準 (注1)	備考
豊川市清掃 工場5,6号 炉 一般廃棄物 処理施設	豊川市平尾町 親坂50	一般廃棄物	ばいじん	H25.12.10	1.4	3	新設
			燃え殻	H25.12.10	0.000023		新設
加山興業 (株) 廃棄物焼却 施設	豊川市南千両 二丁目1番	産業廃棄物	燃え殻	H25.12.10	1.2		既設

(注) 1 ばいじん等の処理に係る基準とは、これらの埋立処分等(再生することを含む。)を行う場合に適用される基準である。

2 ng(ナノグラム):10億分の1g。

3 TEQ:ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

(2) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水

(単位:pg-TEQ/L)

事業場名	所在地	一般廃棄物・ 産業廃棄物の別	検体の 種類	採取 年月日	測定結果	廃棄物 最終処分場の 維持管理の基準
安城市一般廃棄物 最終処分場(榎前)	安城市福釜 町大州、榎前 町宮下地内	一般廃棄物	放流水	H25.12.4	0.0012	10
			周縁地下水	H25.12.4	0.0026	(注1)
(有)手塚環境セ ンター 産業廃棄物管理型 最終処分場	新城市中字 利字曾根川 南89-1外13 筆	産業廃棄物	放流水	H25.11.28	0.0039	10
			周縁地下水	H25.11.28	0.65	(注1)

(注) 1 周縁地下水の測定結果については、汚染の有無について判断するため、ダイオキシン類に係る地下水の環境基準の値である1pg-TEQ/Lを参考としている。

2 pg(ピコグラム):1兆分の1g。

3 TEQ:ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考1>

表 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）

（単位：ng-TEQ/m³N）

番号	施設名	新設施設の 排出基準	既設施設の 排出基準
1	焼結鋳製造用焼結炉	0.1	1
2	製鋼用電気炉	0.5	5
3	亜鉛回収施設	1	10
4	アルミニウム合金製造施設	1	5
5	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/h 以上	0.1
		同 2t/h 以上 4t/h 未満	1
		同 200kg/h 以上 2t/h 未満	5
		同 200kg/h 未満	

- (注) 1 法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。
- 2 既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。
- 3 ng（ナノグラム）：10億分の1g
- 4 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考2>

表 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水水）

(単位：pg-TEQ/l)

番号	施設名	排出基準
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設の うち、廃ガス処理施設	
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム溶解炉等の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛回収施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設と同じ）の廃ガスを処理する施設のうち、 次に掲げるもの・灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同 処理施設	

(注) 1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1g

2 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も
毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考3>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくばいじん等の処理に係る基準（ばいじん、燃え殻）及び廃棄物最終処分場の維持管理の基準

1 ばいじん、燃え殻について

- (1) ばいじん：焼却炉の集じん装置により集められたダスト。
- (2) 燃え殻：焼却炉の炉底等から排出される焼却灰、焼却物中の不燃物などの残さ物。

2 ダイオキシン類対策特別措置法等に基づくばいじん等の処理に係る基準（ばいじん、燃え殻）について

ばいじん等の処理に係る基準は以下のとおりです。

表 ダイオキシン類対策特別措置法に基づくばいじん等の処理に係る基準（ばいじん、燃え殻）

(単位：ng-TEQ/g)

廃棄物の種類	ばいじん等の処理に係る基準（注1）
ばいじん、燃え殻	3（注2）

(注) 1 ばいじん等の処理に係る基準とは、埋立処分等（再生することを含む。）を行う際に適用される基準を言い、含有量で定められている。ばいじん、燃え殻の埋立処分等を行う場合には、この基準値以下となるように処理しなければならない。

2 既設施設（平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手されていた施設）からのばいじん、燃え殻については、次のいずれかの方法で処分した場合、この基準は適用されない。

- (1) 重金属が溶出しないようセメント固化する方法
- (2) 重金属が溶出しないよう薬剤処理する方法
- (3) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないよう処理するなどの方法

3 最終処分場の維持管理基準

ダイオキシン類に関する一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の維持管理の基準は以下のとおり。

- (1) 最終処分場の周縁の地下水（海面埋立処分を行う場合は、周縁の海水）の水質検査を1年に1回以上実施し、その結果当該最終処分場による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（なお、汚染の有無について判断するため、地下水に適用される水質の環境基準値である1pg-TEQ/lを参考としている。）
- (2) 浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10pg-TEQ/lに適合するよう維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施すること。